

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市中央卸売市場について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	農林部

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 歳入について (1) 施設使用料の単価設定について ① 施設使用料の改定について 施設使用料は硬直的であり、過去の改定は資本的支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されるにとどまっている。 施設使用料の算定式を構成する一般管理費は、算定後数年程度経過しても、大きくは変動しないと予想されるが、それ以上経過した場合にはコスト構造が変化すると考えるべきである。 よって、施設使用料の算定に一般管理費や売上高割使用料のような変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである。	日本の経済環境が、昨年より急激に悪化し、市場を取り巻く経営環境が相当厳しくなっています。 このような経済状況下で、施設使用料を値上げすると場内業者の経営を圧迫することになり事業継続に多大な影響を与えかねません。 一方、施設使用料を値下げすることは、売上高割使用料が減少傾向にある現状では、市場の収益を圧迫することになります。 以上のことを考慮し施設使用料の見直しを適切な時期に行うように努めます。 (平成21年4月23日)
② 周辺地域並み施設使用料の適用について 事務所使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体には特に問題はない。しかし平成16年の卸売市場法改正により、卸売業者及び仲卸業者は届出のみによって、市場を通すことなく生鮮食料品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所施設が市場外取引の事務処理の場として利用される危険性が生じている。 市場開設者は、事務所や駐車場のよう民間の代替施設があるものについては、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。	1 (1) ①と同様に対処します。 (平成21年4月23日)
(3) 市場使用料の納付遅延業者について 未収金の中に一部の関連事業者による使用料の納付遅れが含まれているが、納付を促す制度は特に規定されておらず、監督処分のため業務条例で規定しているのみであることから、毎回黙認されることとなり、不公平感があり望ましくない。 また、延滞が発生する都度、監督処分の適用を検討することは機動的でなく、市場使用料の納付について一定期間の延滞が生じた場合には、ペナルティとして延滞金を徴収するルールを制度化することが望ましい。	督促交渉に努めた結果、平成18年度の包括外部監査において指摘を受けた債権を全額回収しました。 (平成21年4月23日)
(4) 市場使用料の不良債権について ① 不良債権の評価について 未収金残高に含まれる7,353千円は回収不能と考えられるが、現在のところ正常債権と同様に未収金勘定にそのまま計上されている。貸倒引当金を計上する方法での債権評価は、現行制度上適用することができないが、会計上は債権額を適正に評価すべきであり、債権評価の制度を整えていく必要がある。	三位一体の改革を確実に実現するため、国は団体間で比較可能な財政情報の開示について積極的に取り組んでいます。その基本方針が、地方公共団体の連結貸借対照表の作成及び公表であり、その基準及び適用等が出された時点で、それに準拠して対応します。 (平成19年10月23日)

措 置 状 況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市中央卸売市場について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	農林部

指 摘 事 項	措 置 状 況
② 不良債権の表示方法について 不良債権を未収金勘定に計上したままでは、正常債権と区別ができず、それだけ正常な債権によって自己資本が充実しているかのような印象を、貸借対照表の閲覧者に与えてしまう結果となる。不良債権は既に正常な営業循環過程から外れており、固定資産の部における勘定科目、例えばその他の投資等に振り替えることが望ましい。	(4) ①と同様に対処します。 (平成19年10月23日)
(5) 市場活性化に向けて ① 卸売業者の新規参入の促進 市場を活性化し、需要者にとって魅力ある市場にするためには、卸売業者間の競争をさらに促すことが必要である。 このためには卸売業者の新規参入を容易にすることが有効である。しかし市場内の限られた敷地面積はすべて使用されていることから、商物一致規制の緩和を援用し、規格性のある商品に特化した電子商取引専門の卸売業者の参入を促すことが望ましい。これによって事務所の賃貸借契約も見込むことができ、施設使用料についても増収を期待できる。 ただし、市場外取引の増加は市場を通して活動すること自体の必要性を希薄化させ兼ねないことから、今後も市場が価格形成機能を維持するためには、電子商取引において市場がハブとしての機能を果たす必要がある。そのためには市場がベースとなる取引システムを用意して各事業者には使用させるというあり方を模索していく必要があるものと考え。	現行法での卸売業者への新規参入は可能ですが、国の卸売市場整備基本方針(平成16年10月)で合併や営業権の譲渡による統合大型化等などの指導があり、また、卸売業者のノウハウも必要なことから新規参入がなかなか厳しい状況です。 卸売業者の電子商取引への参入ですが、当市場における卸売業者各社にアンケートを実施したところ、「場内LAN」の必要性を感じている回答は少なく、また、電子商取引の現状を各社へ情報提供を定期的に実施していますが、各社の対応状況を見ても、導入体制が未整備の状況です。開設者としては、このあたりの意識改革に努めてまいります。 開設者がシステムを用意するというご指摘ですが、取引システム導入による費用対効果のうえでも不明な点が多く、現時点ではリスクが高いと思われます。しかしながら、電子商取引の導入は将来において必要なものと考えますので、引き続き情報収集、提供には積極的に努めるとともに、様々な問題点も懸念されますので、導入に関する十分な調査、検討を続けてまいります。 (平成20年10月22日)
② 仲卸業者による直荷引きの活用 市場内の競争性を高め、市場を活性化するためには、卸売業者間の競争を促すことの他に、卸売業者と仲卸業者との間で競争を促すことも有効と考えられる。 仲卸業者による直荷引きは原則として禁止されているものの、例外も認められていることから、この活用を検討することが望まれる。	条例の範囲内で、入荷困難な特殊品目等について直荷引している仲卸業者もあります。開設者としては、仲卸業者に現行制度内でのさらなる活用を指導しました。 (平成20年10月22日)
2. 歳出について (1) 退職給与金について ① 退職給与引当金要領及び会計基準の必要性について 退職給与引当金について、恣意性の介入を排除し目的に合致した引当金を計上することができるように退職給与引当金の目的・算定方法・計算基準を明確にして要綱及び基準を作成する必要がある。	平成26年度からの新地方公営企業会計制度への移行に伴い、計上が義務化される「退職給付引当金」については、一般会計と地方公営企業会計との負担区分を明確化することが求められていた。 このため、関係部局と協議を重ね、各会計に所属した年数で退職給付金を按分することを、岐阜市の負担区分のルールとし、26年度予算から反映していくことにした。 また、退職給付引当金の計上方法については、単年で黒字が確保できる見込みであることから、原則どおり一括計上することとした。 今後は、退職給付金の支払いなどにより、引当金に変動があった場合には、その都度、繰入や戻入を行い、適切な引当金額の計上を行っていく。 (平成26年4月16日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市中央卸売市場について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	農林部

指 摘 事 項	措 置 状 況
② 退職給与引当金の計上基準及び計上不足額 退職給与引当金の繰入は、現状では、人件費の予算金額と決算額との差額によっている。このような計上では、引当金の要件に合致しておらず、引当金の金額算定としては合理的ではない。今後は、自己都合要支給額を基準とした引当金の検討が必要である。また、現状では、引当金額と要支給額との間に大きな乖離があり、実質的な引当不足額が発生しており今後の課題である。	合理的な基準を検討し退職給与引当金を計上していきますが、直ちに引当金不足額を解消することはできません。 (平成19年10月23日)
③ 退職給与手当の負担関係 岐阜市中央卸売市場と他の会計組織（岐阜市一般会計等）との間に人事異動が行われた場合には、異動者に係る異動時点までの退職手当相当額について他の会計組織と精算（引継ぎ）を行っていない。そのため、退職者が退職時に所属していた会計組織がその退職者の退職手当金額を負担することになる。しかし、退職者が在籍していなかった期間に対応する退職手当まで負担することは合理的ではない。当事業部と他の会計組織との両方に在籍した期間がある退職者の退職手当について合理的な負担関係を検討する必要がある。この退職手当の負担関係の問題は、当事業部のみの問題ではなく岐阜市全体の問題としてとらえ対処する必要がある。	2. (1) ①と同様に対処した。 (平成26年4月16日)
(2) 負担金及び分担金について 岐阜市中央卸売市場協会の主な業務は市場内の清掃やゴミ処理であり、同協会の収入に占める岐阜市中央卸売市場の負担金割合は、平成15年に場内関係者と交渉した結果、平成14年度の78.3%から平成17年度には65%へと減ってはきている。しかし、本来ゴミ処理費用等はゴミを出したものがその費用を負担すべきものである。岐阜市中央卸売市場は公共性が高いとはいえ、本来場内業者が負担すべき金額を市場が負担している現状は、適正とはいえない。ゴミ処理費用等については、ゴミを多く出したところが多く負担する等の方法で更なる改善を検討していく必要がある。	岐阜市中央卸売市場協会への負担金は、平成16年度から平成19年度の4年間に渡り合計1,500万円の削減を行いました。 平成20年度以降については、経済環境悪化による影響や受益者である場内業者がゴミ処理負担金を平成19年度に大幅に増やしたことを考慮し、今後も状況を見守りつつ適切な時期に市の負担割合の減額を図るようにします。 (平成21年4月23日)
(3) 預り保証金及び預り保証有価証券について ① 卸売業者の保証金 保証金を有価証券で預託する場合、その額面金額の100分の80に相当する額をもって保証金額とする関係から、規則で定める必要額に相当する額面のものがないため、必要額を上回るものが預託されている場合がある。 A卸売業者については、必要額10,000千円は額面金額1,000千円の有価証券13枚で充足している(額面金額1,000千円×13枚、13,000千円×80%=10,400千円)ので7,000千円分の有価証券(額面金額1,000千円×7枚=7,000千円)は必要額以上の預託であり、返却することが望ましい。	A卸売業者の保証金については、手続きが完了し現金にて1,000万円の保証金を預かりました。 (平成20年10月22日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市中央卸売市場について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	農林部

指 摘 事 項	措 置 状 況
② 仲卸業者の保証金 仲卸業者の保証金は条例では取扱品目の部類ごとに、5万円以上30万円以下となっているが、施行規則では市場使用料月額額の3倍に相当する額となっている。 実際には市場使用料月額額の3倍を預託しているために、条例の30万円を超える保証金を預託しているケースが14件あった。これらのケースはいずれも2コマ以上使用している業者である。B仲卸業者は、平成13年8月より1コマ追加して使用しているが、保証金の額はそのままとなり市場使用料月額額の3倍に251,460円不足している。 条例又は施行規則は1コマを前提に定められているので、実態に即して整備する必要がある。また、B仲卸業者については、不足している251,460円の保証金を早急に預託するように手続する必要がある。	B仲卸業者の保証金については、手続きが完了し不足額251,460円を預かりました。 (平成20年10月22日)
③ 関連事業者の保証金 関連事業者の保証金は条例では市場使用料月額額の6倍以内となっている。また、施行規則では、市場使用料月額額の3倍に相当する金額とし、ただし、その額が30万円以上の場合には、市長が別に定めることになっている。 (ア) C関連事業者は、平成17年5月より1コマ返却しているが、保証金の額はそのままとなり市場使用料月額額の3倍に対して70,920円過大となっている。 これは、同社がまた借りるかもしれないとして保証金の返還手続を行わなかったことが原因であるが、このような状況を放置していると、預り保証金の額と施行規則で定めた預託すべき保証金の額とで不一致が発生するという不適切な状況となる。同社は、現在は再度借りる予定がないということで保証金の返還手続中であるが、今後、同様のことがあれば、一旦、返還請求を促し保証金を返還することが望ましい。	C関連事業者については、保証金を返還しました。今後、同様の場合は保証金を返還します。 (平成19年10月23日)
(イ) D関連事業者は、4.5コマ使用している業者で、預託している保証金は、市場使用料月額額の3倍であるが、その額は30万円を超えている。 施行規則によれば、市場使用料月額額の3倍が30万円を超えた場合は、市長が別に定めることになっているが、「別に定めた」書類はない。このような場合は、書類上で明確にしておく必要がある。	施行規則上の「市長が別に定めた」書類に関しては、明確にします。 (平成21年4月23日)
(ウ) E関連事業者は、平成14年2月より0.5コマ追加して使用しているが、保証金の額はそのままとなり市場使用料月額額の3倍に対して35,460円不足しているので、追加の保証金を早急に預託するように手続する必要がある。	E仲卸業者の保証金については、手続きが完了し不足額35,460円を預かりました。 (平成20年10月22日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市中央卸売市場について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	農林部

指 摘 事 項	措 置 状 況
(エ) F関連事業者は、平成9年4月1日施行の使用料改定の際（消費税率が3%から5%に引き上げられ、地方消費税が導入されたのに伴うもの）、増加した消費税に対応する分の保証金については、施行規則38条但し書の30万円を既に超えていることから、増加した消費税に対応する分の保証金を徴収しなかった。 しかし、他の業者は、30万円を超えていても市場使用料月額3倍を預託しているもので、不足している6,981円の保証金を早急に預託するように手続する必要がある。	F関連事業者の保証金については、手続きが完了し不足額6,981円を預かりました。 (平成20年10月22日)
3. 有形固定資産について (1) 固定資産台帳について 市場の固定資産台帳は手書きのルーズリーフ式で作成されているが、それらを集約した一覧表の作成が無く、貸借対照表は総勘定元帳により前年度の残高に当年度の増減を加減して計上している。固定資産台帳の集計をした結果、17年度末の貸借対照表の金額と固定資産台帳の合計額が一致していない。どちらの金額が正しいかは今後の調査によるところであるが、固定資産台帳の記載や管理方法に問題があると思われるので、今後は固定資産台帳を正確に記載して両者を一致させなければならない。また、そのためにはコンピューターを活用した（当市場の規模では市販のパソコンソフトでも対応できると思われる）書類の整備が必要である。	固定資産台帳を精査し、パソコンソフトを導入しコンピューターを活用した書類整備を行いました。 (平成20年10月22日)
(2) 固定資産の現物管理について 市場の規程には固定資産台帳と固定資産の現物を照合して現物を確認するという規定がなく、固定資産の現物確認作業は実施されていない。固定資産の現物確認作業は単に実在性を確かめるだけでなく、固定資産の稼働状況や維持管理状況も把握することが出来る重要な作業である。従って、市場のように固定資産の重要性が高い施設では、規定を設け適時に現物管理をすることが重要である。	固定資産の確認作業を改善し、稼働状況や維持管理状況を把握する体制を整えた。 (平成20年10月22日)
4. 卸売業者及び仲卸業者の状況の把握及び財務評価・指導について (1) 卸売業者に対する財務書類等の提出義務及び指導 ① 残高試算表の提出に関する管理 市場開設者は、卸売業者全社から毎月残高試算表を遅滞なく入手し、残高試算表に基づいて財務状況等をチェックしているようであるが、疑問点や留意点は、付せんが添付されているのみであり、卸売業者への質問及びその回答の状況が不明である。 疑問点や留意点について、その対処した結果を会社ごとに一覧表で管理することが望まれる。	一覧表については、今後、疑問点・留意点があれば対処結果等を作成します。 (平成20年10月22日)

措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市中央卸売市場について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	農林部

指 摘 事 項	措 置 状 況
② 事業報告を基礎にした財務評価 卸売業者に対しての財務評価及び結果報告・指摘事項の回答は、行われているようであるが、検査実施日から検査結果報告までの期間をもっと短縮しタイムリーに実施できることが望ましい。また、財務状況の評価・把握について、必要に応じて公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導の奨励等を検討することが望まれる。	卸売業者に対しての検査結果報告については、以前より期間短縮しています。また、今後、状況に応じ公認会計士による指導も取り入れます。 (平成20年10月22日)
(2) 仲卸業者に対する財務書類等の提出義務及び指導 ① 検査体制 市場開設者は、仲卸業者に対して、検査・指導内容の重大性を十分に説明し、検査・指導が役立つ体制作りを検討することが必要である。 市場開設者の担当者は、業務との兼任で仲卸業者の検査・指導を行っているが、仲卸業者との馴れ合い等のために検査が不十分になることの防止や内部牽制効果を發揮するために、業務とは独立した部署が毅然とした態度で検査・指導を実施できる体制を検討することが必要である。	仲卸業者に対する検査は、中小企業診断士等に依頼し開設者と独立した検査を実施します。 (平成21年4月23日)
② 検査対象の拡大 現状では、特定の会社等のみを対象に検査・指導（及び改善措置命令）を実施しているため、仲卸業者の財務状況について、必ずしも詳細な検討が行われているとはいえない状況にある。今後は、対象を広げて仲卸業者の十分な財務状況の把握と指導が必要である。少なくとも岐阜市中央卸売市場業務条例で列記されている「流動比率が1未満」「自己資本比率が10%未満」「3期連続経常赤字」の3つの要件のうち2つ以上該当した場合等については対象とすることが望ましい。 また、必要に応じて公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導の奨励等を検討することが望まれる。	現在、状況に応じ中小企業診断士に診断依頼を実施しています。 (平成20年10月22日)
③ 仲卸業者の状況の管理 仲卸業者の財務状況を簡潔に把握するために一覧表を作成し管理することが望まれる。この一覧表には、会社名、3要件の該当の有無、財務評価を実施した結果等を記載できるようにするとよい。	一覧表を作成しました。 (平成20年10月22日)